

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

青森型 MICE プロモーション映像企画制作業務

### 2 委託期間

委託契約日から令和 4 年 10 月 31 日まで

### 3 委託業務の目的

青森県にある二つの世界遺産の価値とサステナビリティとの繋がりが伝わる映像を作成し、MICE 主催団体や MICE を取り扱う旅行会社等に対してプロモーションを行うことにより、他県と差別化し、開催地選択の際に本県を選択していただく可能性を高めるとともに、MICE 本番のプログラム等で放映する映像としても提供することにより、MICE 参加者の満足度や再訪意欲の向上を図ることを目的とする。

### 4 委託業務の内容

下記仕様により「青森型 MICE 誘致プロモーション映像」を企画・制作すること。

- (1) 「世界自然遺産「白神山地」において、地域の人々が自然と共生し、持続可能な取り組みが行われてきたことにより、自然が長い間原生状態で保存されてきたこと」及び「世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」に代表される縄文時代において、自然との共生に加え、社会的にも支え合い平和な生活を継続されていたこと」の 2 点から、自然と文化・2つの世界遺産の価値とサステナビリティのつながりが伝わるプロモーション映像とすること。
- (2) 世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の主要な史跡である三内丸山遺跡及び世界自然遺産「白神山地」については、新規に撮影した内容を含むこと。
- (3) プロモーション映像を通じて、参加者の満足度及び再訪意欲の向上につなげるため、(1) の内容に加えて、青森県の特徴が効果的に伝わるような内容とすること。
- (4) 映像の長さについては、3 分程度（旅行会社等プロモーション、会場放映用）、30 秒（YouTube 等 SNS 用）の 2 種類制作すること。

なお、上記を踏まえたポイントは下記のとおり。

(映像を使用する主要な場面と目的)

#### ①MICE 開催地検討段階の主催者が開催地選定の参考にする資料

MICE の開催地検討段階の MICE 主催者に映像資料を提供し、青森県が開催地に選定されることに資するもの。

#### ②MICE 開催業務を請け負う旅行代理店等が活用する資料

MICE 開催業務を請け負う旅行代理店等の事業者映像資料を提供し、事業者が MICE 主催者に対して青森県における開催を提案する場合等に活用。

③MICE 現地開催時の会議等において主催者が使用する映像として提供  
青森県で MICE が開催される際に、その会議等において使用する映像を提供し、  
MICE の効果的な開催に資するもの。

(映像で伝えたいポイント)

- ①青森県が MICE 開催地として選ばれるための他地域との差別化等の訴求ポイント
- ②MICE 開催で実際に青森県を訪れた方々が具体的に納得できる本県が持つ価値

## 5 成果品の提出

### (1) 成果品の提出

動画をデータ (CD-ROM等に入れる等) で提出すること。

### (2) 納期

令和4年10月31日(月)

### (3) 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については委託者に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。また、本業務委託に係る成果品は公開されるものを前提として作成することとし、公開不可のデータ等を含む場合は事前に委託者と協議すること。

## 6 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。特に検討会及びモデルケースでの検証については、その内容を速やかに報告すること。
- (2) 業務は、委託者との調整の中で変更等があり得る。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 受託者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。
- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らすなど、委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。